

対していることを留意しつつ、私たちは法案に対処してまいりました。」と苦渋に満ちた表情で述べられたことを忘れることはできない。

キーパーソンの証言
20

駐留軍用地特措法の改正 ～「暫定使用」制度の創設～

元防衛庁契約本部長、元防衛施設庁次長
(当時：防衛施設庁総務部総務課長)

野津 研二氏



平成7年9月の少女暴行事件を契機に沖縄基地問題が政治問題化する中、駐留軍用地特措法に基づく使用権原の期限更新（平成9年5月15日以降）手続が遅延し、日米安保条約に基づく国の責任を果たす（同時に国の「不法占拠」は何としても避ける）ためには、特措法改正によらざるを得ない事態となった（当時小生は本庁総務課長）。

特措法は公共の利益のために私権を制限するものであり、政府としては軽々に法改正の方針を決定できず、ぎりぎりまで県収用委員会の迅速な審理に期待するとの立場をとり続けつつ、事務的には「法手続のあり方を勉強する」との対応を迫られた。

法改正には、白紙的には3つのアプローチ、即ち①当面の最小限の措置（法案化された「暫定使用」制度の創設）、②他に例（公共用地特措法）のある制度並みの改善（国の「代行裁決」制度の導入等）及び③全面的に国の責任で実施する体制を整備する抜本的な措置、が考えられた。

当時の状況から実現可能性は①しかないと言われたが、政府の方針決定がない段階ではこれらの案を並行して検討することが求められた。

しかし、論点を広げるとより本質的な議論を要し、限られた時間で法制局と詰めた調整を進めるには無理があり、幅広く検討するとの建前ながら暫定使用案を優先して進めるというのが実態であった。

法案が国会に提出される頃には野党第一党（新進党）も含め、最小限の法改正はやむなしとの理解が進み、わずか2週間の審議で法案は成立をみた（平成9年4月）。

当時、合理性はあるものの実現困難と思われた「代行裁決」制度は、後年（平成11年）、地方分権推進という全く別の要請で大きな論争になることなく導入の運びとなった。

同じ課題でもその時々事情、背景により最適のアプローチが異なり、それを見極めることの重要性を認識した次第である。